

南部・東部地域振興対策特別委員長報告

南部・東部地域振興対策特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年七月の委員会設置以来、南部振興基本計画及び東部振興基本計画に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度委員会においては、地域振興策、林業振興策、道路の基盤整備等の主要な施策の概要及び「奈良県過疎地域自立促進方針」の改定について説明を受けました。スイス型森林管理制度や奈良型作業道などについての質疑があり、奈良型作業道を設置しやすくするため、設置基準を緩和するなど柔軟な対応が必要であるとの意見がありました。また県産材の利用を促進するため、県産材使用住宅への補助のあり方を工夫するようにとの意見がありました。

次に、県内調査として、救急搬送や災害時の救援物資輸送、また県南部地域の観光振興や産業振興を担う重要な道路である「丹生バイパス」の現地調査、そして、村内の高齢者等の生活不安を解消し、暮らし続けられる村づくりを推進するために、移動スーパー事業や宅配事業等に取り組む「一般社団法人かわかみらいふ」の事業運営について調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、南部・東部地域の市町村とのまちづくりに関する連携協定、京奈和自動車道（御所南インターチェンジ～五條北インターチェンジ）開通後の橿原高田インターチェンジ付近の渋滞状況、施業放置林対策などの質疑が行われ、まちづくり連携協定

を締結する際には、市町村とともに、長期的な視点をもってまちづくりを進められたいとの意見がありました。

次に、十二月定例会においては、提出予定議案の説明の他、平成二十九年十月に発生した台風二十一号による被災状況等の説明を受けるとともに、公共工事の入札・契約のあり方、災害発生時の部局横断連携体制などについての質疑が行われました。

また、委員間討議では、過疎化の進む南部・東部地域において、住みたい人が住み続けられる環境を確保するため、委員会としても、南部・東部地域振興のための新たな施策を提案すべきであるとの意見がありました。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として次年度当初予算案の説明を受けました。コミュニティナースの導入状況、次年度の新規事業「奥大和豊かな暮らし提案店舗展開事業」の実施内容、森林環境税に基づく施業放置林の整備、南和地域の医療体制など、各般にわたり活発な議論が交わされました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、五点について、さらに要望するものであります。

一 中南和地域に多く存在する自然と文化の観光資源について、行政境界を越えたネットワークを形成し、観光交流を中心とした地域振興を推進されたいこと。

一 スイス型森林管理制度の導入にあたっては、森林組合や山主等が理解を深め、県と連携して進められるよう、丁寧な説明・対応等に

努められたいこと。

一 南部・東部地域における国道の整備促進を図るため、積極的に国に働きかけられたいこと。

また、県においても道路整備への予算の充当について、配慮していただきたいこと。

一 京奈和自動車道の各インターチェンジから主要国道・県道までのアクセスを円滑にするため、接続する道路の整備を推進するとともに、渋滞緩和対策を図られたいこと。

一 へき地教育の充実を図るため、へき地校における複式学級編制基準の緩和を国に働きかけられたいこと。

また、県立高等学校の適正化を進めるに当たっては、南部・東部地域の中学生にとって魅力のある高校となるよう、特色ある高校づくりに取り組みられたいこと。

なお、今後も、当委員会においては、南部・東部地域の振興にあたり、「南部振興基本計画」及び「東部振興基本計画」に関することについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。